

1.背景と計画の位置づけ

近年、自転車は環境負荷の低減や健康増進などを目的として利用ニーズが高まっている一方、自転車の通行位置が明確でないことや、自転車利用者のマナーの問題などから、歩行者と自転車が交錯するなど危険な状況が見られます。このようなことから、歩行者の安全を確保し、自転車の安全性と利便性の向上を図るため、行政拠点や地域拠点等を結ぶネットワークを形成することで、自転車を利用しやすい環境の整備を目的として「三次市自転車ネットワーク計画」を策定します。

2.基本方針

本市における自転車利用の現状と課題から、3つの基本方針を定めます。

本市における自転車利用の現状と課題

- 通勤、通学、生活等で使う道路において、安全な自転車通行空間が整備されていない。
- 自家用車での通勤が全体の約8割を占めており、環境負荷を高めている。
- 健康志向の高まりにより運動やレクリエーションなどの自転車利用が増加する可能性がある。

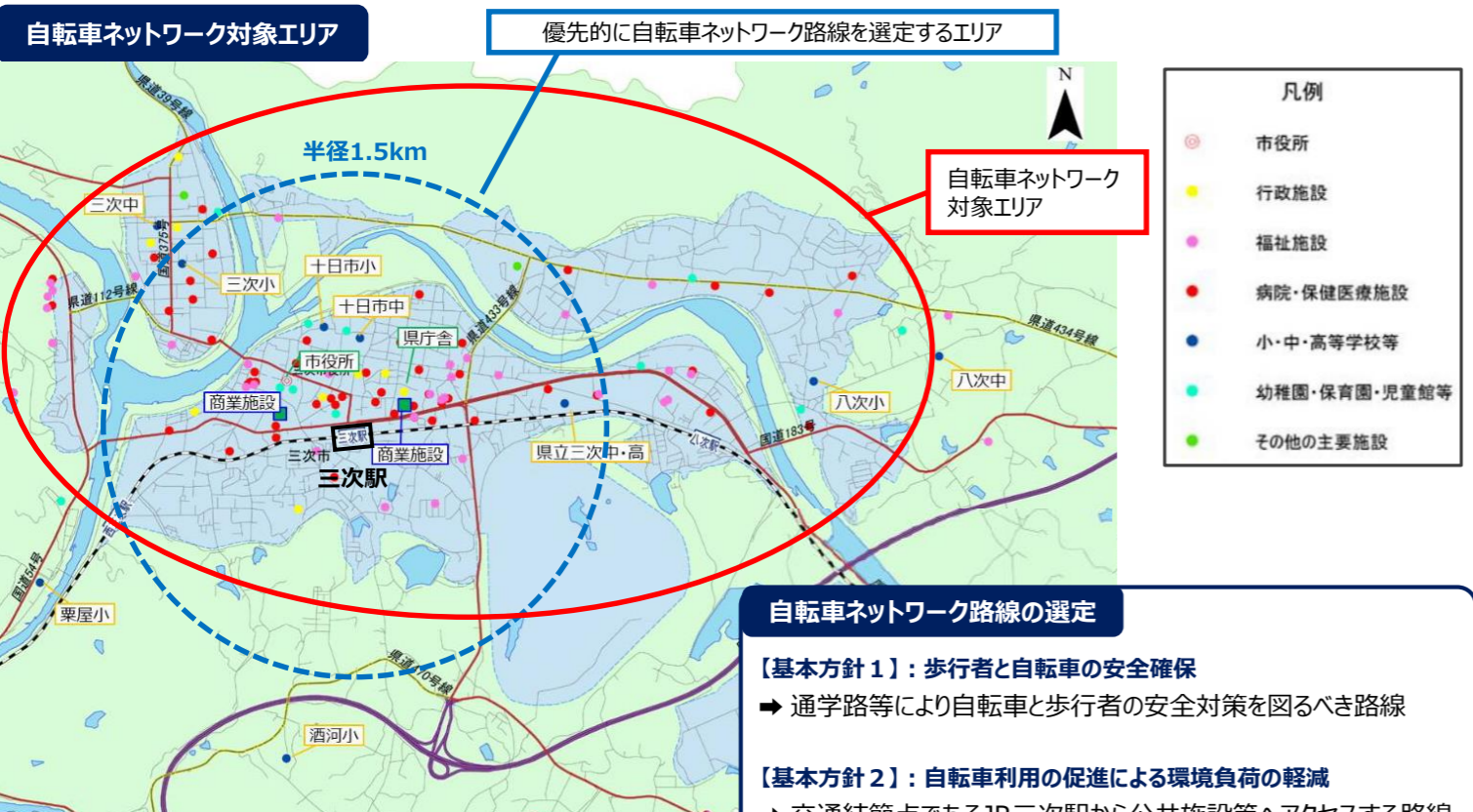
3つの基本方針

| | | |
|---|---|---|
| 【基本方針1】 歩行者と自転車の安全確保 ○歩行者、自転車、自動車が安心して通行できる自転車通行道路空間の確保 | 【基本方針2】 自転車利用の促進による環境負荷の軽減 ○自動車利用による二酸化炭素排出を減らすため、自動車から自転車への転換の促進 | 【基本方針3】 健康増進のための自転車利用環境等の整備 ○市民のレクリエーション、健康増進のための自転車利用の促進 |
|---|---|---|

3.自転車ネットワーク路線と整備形態の選定

(1) 自転車ネットワーク対象エリアの設定

自転車ネットワークの対象エリアは、人口が集中している中心市街地（旧三次市地域の都市計画区域内）とします。優先的に自転車ネットワーク路線を選定するエリアとしては、公共・公益施設等が集中している三次駅を中心とした半径1.5km範囲の区域とします。



自転車ネットワーク路線の選定

- 【基本方針1】：歩行者と自転車の安全確保**
 → 通学路等により自転車と歩行者の安全対策を図るべき路線
- 【基本方針2】：自転車利用の促進による環境負荷の軽減**
 → 交通結節点であるJR三次駅から公共施設等へアクセスする路線
- 【基本方針3】：健康増進のための自転車利用環境等の整備**
 → 市民の健康増進やレクリエーションに資することが見込まれる路線

(2) 自転車ネットワーク路線の選定

自転車ネットワーク路線は3つの基本方針に沿って選定します。

(3) 整備形態の選定

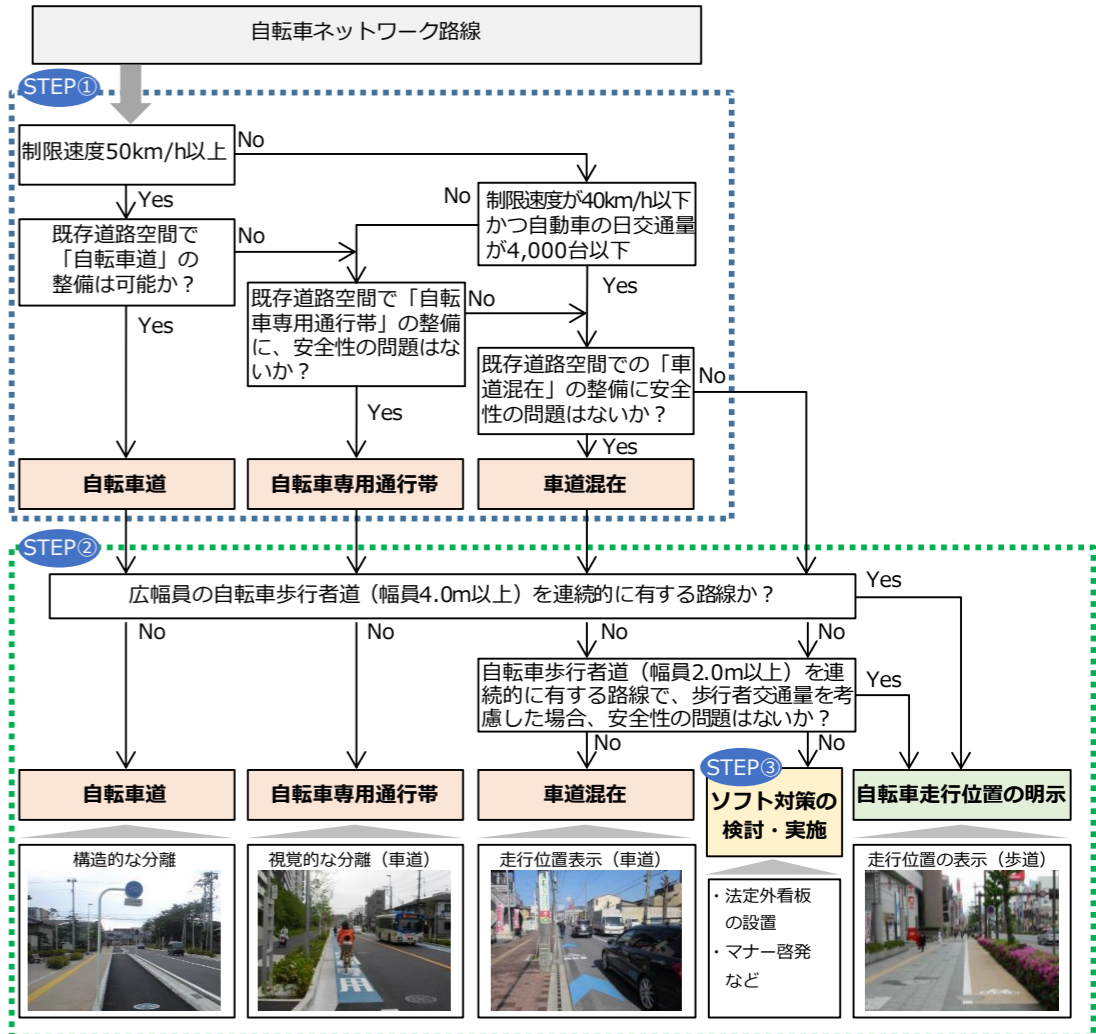
整備形態は、「原則として自転車は車道の左側通行」を基本とし、「自転車道・自転車専用通行帯・車道混在」の3種類の整備形態から選定します。なお、自転車走行空間を新たに創出するためには、多額の費用と長い期間が必要となることから、早期に自転車ネットワーク路線の連続性を確保できるよう、既存の道路空間を有効に活用することが重要であり、各路線における整備形態の選定は、次の流れで行います。

整備形態の選定手順

<STEP①>
 「原則として自転車は車道の左側通行」を基本とした「自転車道・自転車専用通行帯・車道混在」の整備形態から選定

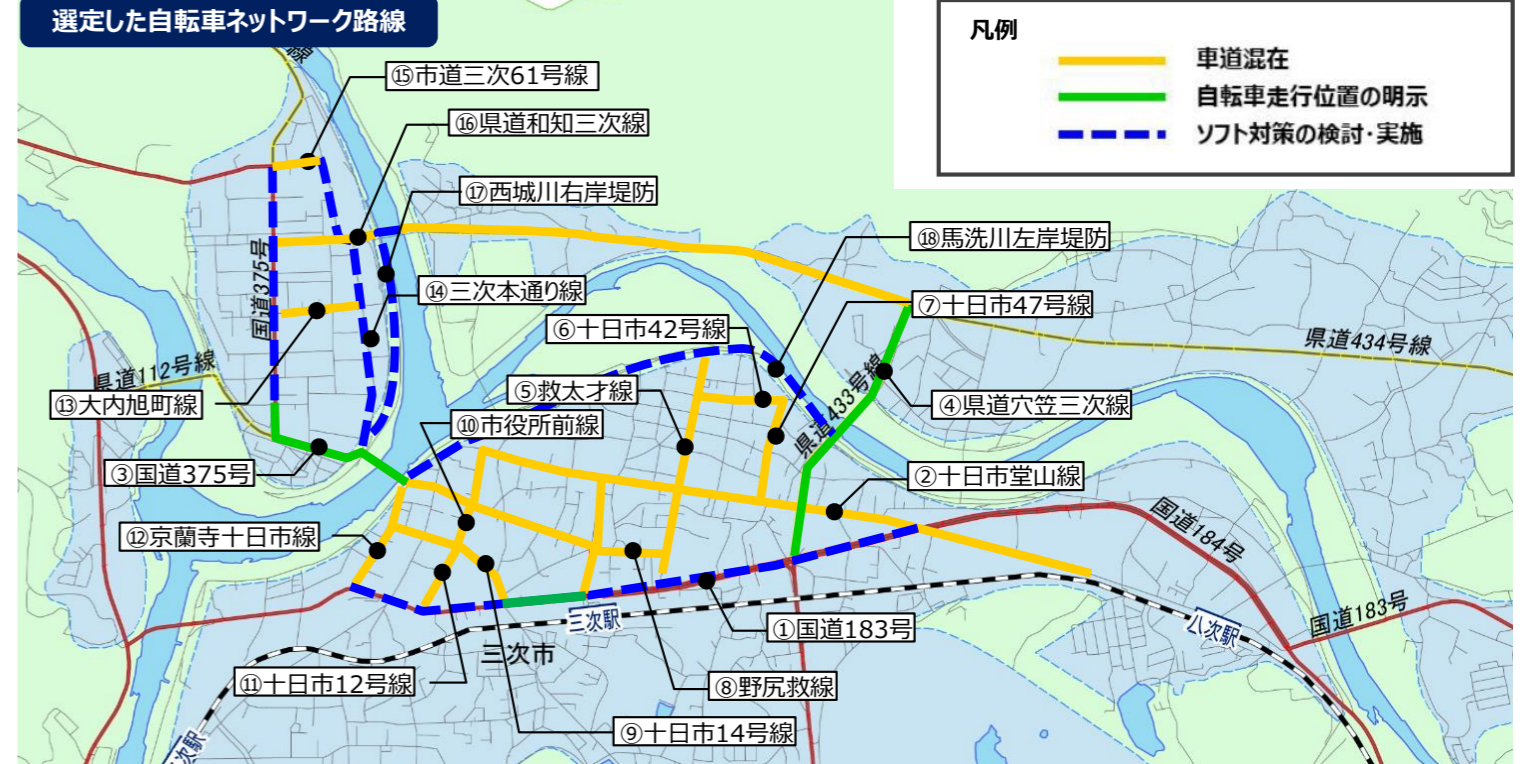
<STEP②>
 広幅員の自転車歩行者道を有する路線は、比較的早期に整備可能な「自転車走行位置の明示」による自転車利用者の安全性・快適性の確保

<STEP③>
 STEP①又はSTEP②による対応が困難な路線は「ソフト対策」を検討



4.選定した自転車ネットワーク路線と整備形態

選定した自転車ネットワーク路線と整備形態は次のとおりです。なお、今後は路線毎に関係機関と協議、調整を図り、事業実施することになります。このため、本計画は、現時点で想定する整備イメージを示しています。



5.整備形態

国土交通省と警察庁が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月一部改訂）」に示されている3つの整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）の整備イメージと、車道混在における矢羽根型路面表示の標準仕様（案）及び自転車ピクトグラムについては、次のとおりです。

整備形態と整備イメージ

| 整備形態 | 【整備イメージ】 |
|-----------------------------|--|
| 自転車道 | <p>路面着色及び自転車ピクトグラムを設置、緑石線等</p> <p>歩道 自転車道</p> |
| 自転車専用通行帯 | <p>路面の全部又は一部を着色、自転車ピクトグラムを設置</p> <p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p> |
| 車道混在 (自動車と自転車を混在通行とする道路) | <p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>矢羽根型路面表示及び自転車ピクトグラムを設置</p> <p>[路肩・停車帯内の対策]</p> <p>[車線内の対策]</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>[車線内の対策]</p> <p>路側帯 車道</p> |

矢羽根型路面表示の標準仕様（案）

| 仕様（案） | 形状 | 配置 | |
|---|-------------------------------|--|------|
| | | 歩道あり | 歩道なし |
| <p><標準形></p> <p>幅=0.75m以上</p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m</p> <p>角度=1:0.8</p> | <p>設置間隔=10m</p> <p>1.0m以上</p> | <p>設置間隔=10m</p> <p>1.0m以上(0.75m以上)</p> | |
| | <p>0.75m以上</p> | | |

自転車ピクトグラムの例



6.本計画で想定している整備イメージ

本計画で選定した自転車ネットワーク路線における整備形態の整備イメージは次のとおりです。なお、整備形態に示している自転車道及び自転車専用通行帯については、本計画で選定した自転車ネットワーク路線には該当がないため省略します。

車道混在

6,000

500 5,000 500

750 750

矢羽根型路面表示及び自転車ピクトグラムの設置

<該当する路線>

- ②市道十日市山線
- ③国道375号
- ⑤市道救太才線
- ⑥市道十日市42号線
- ⑦市道十日市47号線
- ⑧市道野尻救線
- ⑨市道十日市14号線
- ⑩市道市役所前線
- ⑪市道十日市12号線
- ⑫市道京蘭寺十日市線
- ⑬市道大内旭町線
- ⑮市道三次61号線
- ⑯県道知和三次線

<整備内容>

矢羽根型路面表示の設置
自転車ピクトグラムの設置

<整備イメージ>

自転車走行位置の明示

<該当する路線>

- ①国道183号
- ③国道375号
- ④県道穴笠三次線

<整備内容>

ピクトグラムの設置

<整備イメージ>

29,000

18,000

5,500 2,500 3,000 3,000 1,000 3,000 3,000 2,500 5,500

2,000 2,000

ピクトグラムの設置

ソフト対策の検討・実施

<該当する路線>

- ①国道183号 ③国道375号 ④三次本通り線
- ⑯県道知和三次線 ⑰西城川右岸堤防 ⑱馬洗川左岸堤防

<検討内容>

法定外看板の設置等

<看板のイメージ>

19,000

15,000

2,000 500 3,250 3,250 1,000 3,250 3,250 500 2,000

看板の設置

中央分離帯

看板の設置